

「公正な」移行の実現 に必要な人権保護とは

アジア太平洋資料センター(PARC) 事務局長
田中 滋



論点1) 誰のための「公正」か？

狭義の「公正な移行」では脱炭素に伴う産業構造の変革に置いてきぼりになる労働者への配慮しかうたわれていない

最初に「公正な移行」という標語を国際労働組合総連合 (ITUC) が提唱した時にはそのような狭い意味での主張であったが、それは労働組合が労働者への配慮を求めたもので当然のこと

その後、多くの市民社会が誰のための「公正」であるのか問い合わせ続ける中で、エネルギー移行をした先の社会全体をより公正なものにすることを求める運動として「公正な移行」が求められるようになる

多くの日本企業は都合よく当初の理解のままで解釈する

論点2) サプライチェーン上の責任とは

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月) <

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf> >

- 「企業による人権尊重の取組は、論ずるまでもなく、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的とするべきである。」
- 「日本で事業活動を行う企業は、国連指導原則の下、日本国内のみならず世界各地における自社・グループ会社及びサプライチェーン等における人権に対する負の影響に注意を払わなければならない」
- 「各国の法令を遵守していても、人権尊重責任を十分に果たしているといえるとは限らず、法令遵守と人権尊重責任とは、必ずしも同一ではない。特に、ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求する必要がある」

しかし、その運用では...

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料<
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002-1.pdf>>

「影響が取引関係によって企業の事業、製品またはサービスにつながっていることのみを理由として企業が負の影響に関わるリスクがある場合、企業は、その影響そのものについては責任を負わない。その責任は、その影響を引き起こし、または助長した組織にある。したがって、企業は是正を行う必要はない。」

「認可は受けています」

- ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては...？？

「(サプライヤの)RTNM社へ直接問い合わせてください」

「RTNM社の取り組み内容について弊社は言及する立場にありません」

- 世界各地における自社・グループ会社及びサプライチェーン等における人権に対する負の影響に注意を払わなければならない...
のでは？？？

住友金属鉱山との対話でも...

企業は今でも、
人権配慮は
「出来たらいいね」
というのが実情

「人権保護」という約束の重み

すべての人の基本的な権利として存在するのであれば、誰一人としてその権利を侵害されなければならない。

「優先順位」で片づけられる優劣があってはならない

しかし、優先順位を許容する現在の人権デューディリジェンス体制では、「出来たらいいね」以上の深刻度で人権が考えられているとは考えにくい

これから何が必要か？

人権デューディリジェンスにおける「#Me Too」シフト

- 潜在的被害者を可視化する
- 被害者を信じ、人権侵害の立証責任から解放する

法的拘束力のある人権デューディリジェンス責任

- ジュネーブでは年々法的拘束力のある枠組み議論への参加者は増えているが実現は遠い

国家と国連に人権保護を任せてよいのか？

- 多くの国家が権威主義的方向に舵を切っている中で人権を守る主体は国家でよいのか？
- エンパワーされた市民が人権侵害に加担しない責任と権利を行使していかなければならない